

19 スマートシティ 緑と水

1 公共事業と農地保全を両立するための制度改正

(提案要求先 財務省・農林水産省・国土交通省)
(都所管局 都市整備局・産業労働局)

- (1) 農地を公共事業用地として譲渡し、代替農地を取得する場合において、相続税等納税猶予の特例適用農地の買換え及び収用等に伴う譲渡所得の課税特例に係る代替資産取得の期限を延長すること。
- (2) 農業者が公共事業に協力した場合、代替農地を確実に取得できるよう、必要な制度の見直しを行うこと。

<現状・課題>

農地は、新鮮で安全な農産物を供給する場であるとともに、特に東京都においては潤いのある景観や良好な住環境の形成にも資する貴重なオープンスペースとなっている。

しかしながら、農業者の相続等を契機として、農地は年々減少傾向にあり、また、営農継続を希望する農業者であっても、公共事業に協力する場合に、代替農地を取得できないため、現行制度の下では、公共事業の実施と農地保全の両立を図ることが困難な現状にある。

具体的には、農業相続人が農地を公共事業用地として譲渡した場合、相続税等納税猶予措置を継続して受けられるのは、1年以内に代替資産を取得した場合に限定されている（譲渡所得の課税特例に係る代替資産の取得期限は2年以内）。

しかし、農地そのものが少ないことに加え、農地を手放すケースは相続の発生などに限られていることから、期限内の取得は極めて困難である。

また、農地法については、代替地を目的とした農地の取得、保有は認められていないため、関係自治体等はあらかじめ代替農地を確保しておくことができない。

さらに、生産緑地法では、買取り申出のあった生産緑地について、地方公共団体等が買い取らない旨の通知をするまでは、農業者は、買取りの相手方になることができないため、代替農地として確実に取得することができない。

以上のことから、公共事業の施行と確実な農地保全を両立できるよう、相続税等の税制度や農地に関する諸制度の改善が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 農業者が農地を公共事業用地として譲渡し、代替農地を取得する場合において、相続税等納税猶予の特例適用農地の買換え及び収用等に伴う譲渡所得の課税特例に係る代替資産取得の期限を延長すること。
- (2) 公共事業に協力した農業者が代替農地を確実に取得できるよう、関係自治体等があらかじめ代替農地を確保することを可能にするなど、農地の権利移動の制限や生産緑地の買取りの仕組み等、農地に関する諸制度について必要な見直しを行うこと。

2 緑の保全と創出に係る税財政措置の拡充【最重点】

(提案要求先 総務省・財務省・文部科学省・国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・都市整備局)

緑地の保全や創出を推進するための税財政措置を講じること。

<現状・課題>

都市における緑は、生物の生息・生育空間として都市の生物多様性を支える存在であり、都民に潤いや安らぎを与えるだけでなく、都市化に起因するヒートアイランド現象の緩和や、火災の延焼防止や都市水害の軽減、避難場所の提供など、重要な役割を有している。

豊かで潤いのある質の高い都市生活を実現するためには、都内における緑の保全・創出が急務となっていることから、都はこれまでも、失われつつある貴重な緑地の保全地域指定、一定規模以上の開発の際の緑化の義務付け、公立小中学校等の校庭の芝生化などの取組を進め、緑の保全と創出に努めてきた。一方で、国は、生物多様性国家戦略を改定し、保護地域以外の生物多様性保全に資する地域（OECM）の認定など、民間による生物多様性保全の取組を進めている。加えて、令和6年5月に都市緑地法（昭和48年法律第72号）の一部を改正し、特別緑地保全地区に関し自治体が行う土地買入れの円滑化や緑地機能の維持増進のための措置を講じたところであるが、自治体においては、その財政規模や国による予算配分の状況で取得できる緑地には限りがあり、更なる対策が求められる。

都市及び都市近郊の樹林地等については、所有者に緑地として保有し続ける意思があるにもかかわらず、高額な相続税がきっかけとなって転用・売却される事例が多く、緑地喪失の主要な原因となっている。

また、平成27年1月から、相続税の基礎控除の引下げ、税率構造の見直し（最高税率の引上げ等）が行われたことから、緑地の喪失が更に進むおそれがある。

<具体的要求内容>

- (1) 市街地において貴重な緑地である樹林地等について、緑地として永続的に担保されるよう、相続税等の優遇措置及び保全策に対する財政措置を講じること。
- (2) 下記の緑地については、土地所有者の理解と協力とを得て、地域指定を円滑に進めるため、用地の買取りに伴う譲渡所得の特別控除額を現行の1,500万円（特別緑地保全地区は2,000万円）から引き上げること。
 - ① 都立自然公園特別地域
 - ② 都自然環境保全地域特別地区
 - ③ 都独自の保全緑地
 - ④ 特別緑地保全地区（都市緑地法）
- (3) 都市緑地法に基づく緑地の保全を推進するため、以下の措置を講じること。
 - ① 市民緑地契約制度については、契約期間20年未満であっても税の優遇措

置を受けられるよう、契約期間に応じた段階的な相続税評価額の控除を行うなど、現在の制度を拡充すること。

② 市民緑地認定制度については、固定資産税・都市計画税の軽減に関する税制特例に伴う十分な財政支援を行うこと。

③ 特別緑地保全地区制度については、現行の相続税の8割評価減の優遇税制について、更なる拡充を図ること。

(4) 都市の緑地を保全していくためには、土地所有者の理解と協力とが不可欠であることから、地方自治体が条例等に基づく独自の制度として契約・協定などを締結した緑地の所有者に対し交付する緑地奨励金等について、非課税措置を講じること。

(5) 都市及び都市近郊の緑地保全を推進するため、下記の指定がなされた土地に関する固定資産税を地方税法上非課税とするとともに、それに伴う十分な財政支援を行うこと。

① 都独自の保全緑地

② 区市町村独自の保全緑地

③ 都自然環境保全地域特別地区

④ 都立自然公園特別地域

⑤ 都市緑地法による特別緑地保全地区

⑥ 鳥獣保護区特別保護地区

⑦ 区市町村指定の保存樹林

(6) 市街地における緑の創出は、国や地方自治体、民間企業などあらゆる主体による取組が重要であることから、国においても、国立大学法人附属小中学校の校庭の芝生化の推進など、国や独立行政法人が所有する施設の敷地及び屋上等の緑化を強力に推進するため、必要な財政措置を講じること。

3 国有農地の有効活用に向けた運用の改善【最重点】

(提案要求先 農林水産省)

(都所管局 産業労働局)

国有農地を公的利用する場合には柔軟な新規貸付けを可能とすること。

<現状・課題>

東京都内には、国有農地（開拓財産を含む。）が約 950 件（約 40 ha）ある。こうした国有農地については、農耕用や農業生産以外の用途として貸付けが行われているが、その一方で、約 600 件（約 27 ha）が、貸付けがされず、活用されていない状況にある。

このような未活用の国有農地は、国の方針に従い、旧所有者等への売却や財務省への移管などにより順次処分することとされているものの、越境工作物等の是正の見通しが立たず、処分に長期間を要する場合もあり、過去 10 年間での処分面積は約 6 haとなっている。

こうした中、近年、農的な活動を通じた地域コミュニティの形成やエネルギーの安定供給等のニーズから農地の活用が注目されている。この様なニーズに応える手段の一つとして、未活用となっている国有農地の活用が挙げられ、地域の住民が身近な場所として一緒に農作業ができる農園の開設や太陽光発電パネルの設置等が想定される。

しかし、現行の運用では、処分促進につながる場合を除き、国有農地の新規貸付けは行わないこととされているため、こうした社会的課題の解決のためには、地域のニーズに応えられるよう、柔軟な貸付けを可能とする必要がある。

このため、以下の要望を行う。

<具体的要求内容>

国有農地の有効活用に向け、貸付けが行われていない国有農地について、処分に支障を及ぼさない範囲において、自治体が農的活用のほか、非農的な利用をする場合においても、環境対策など公的な必要性がある場合には購入を前提としない新規の貸付けを可能とすること。

4 公園整備事業等の推進【最重要】

1 公園整備事業等の推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

水と緑のネットワーク形成を推進するため、公園緑地及び特別緑地保全地区の整備や用地取得等に係る必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分するとともに、制度を拡充すること。

<現状・課題>

東京の公園緑地は、国内外の他都市に比較して著しく少ない。

また、丘陵地や低地、水辺などの緑は、生物多様性の保全やレクリエーションの場の提供、都市気候の調節など重要な役割を担うため、早急に保全・整備が必要である。

さらに、中長期的な国内外の利用者の増加を視野に、都市の魅力を高めるため、文化財庭園等の観光・文化の拠点となる都市公園の整備が必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 首都東京を緑あふれる都市にするため、都市公園や特別緑地保全地区等のあらゆる公園緑地及びその関連施設の整備や用地取得等に十分な交付金を確保するとともに、活用しやすい制度設計とすること。
- (2) 公園整備や特別緑地保全地区の用地取得に係る国費率を3分の1から2分の1に引き上げること。
- (3) 増大する都民のレクリエーション需要や、市街地における防災上の避難地の確保等に対応するため、国営昭和記念公園の整備を促進すること。

参 考

(1) 公園整備事業の推進

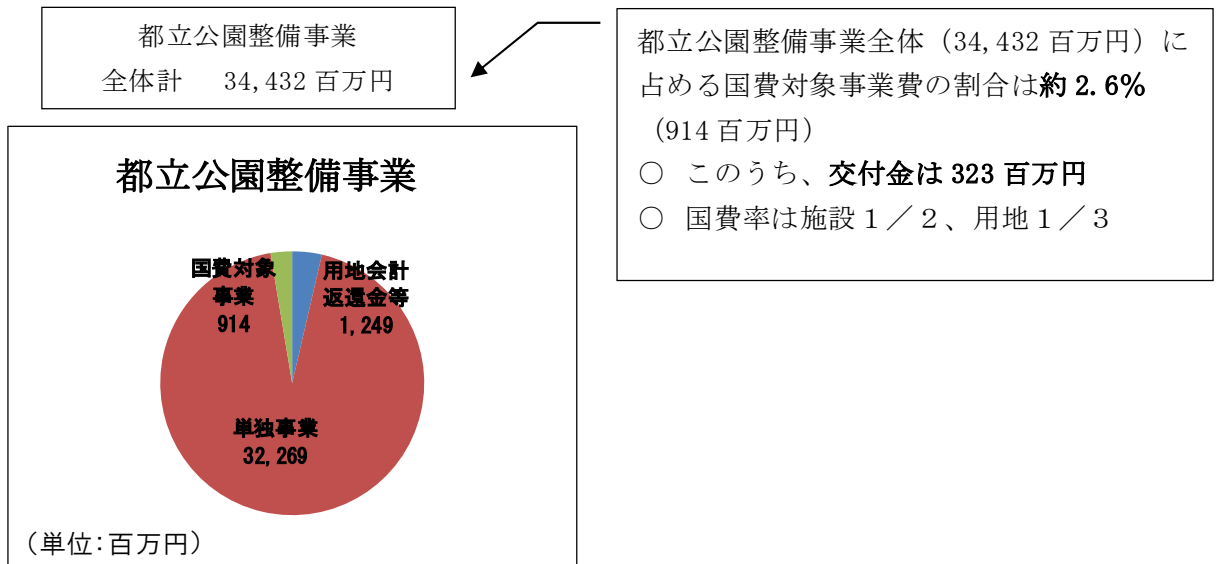
【都の公園整備の計画と実績】

区 分		都市計画公園・緑地計画 決定面積 (令和7年4月現在)	公園整備済面積 (令和7年4月現在)
		規模 (ha)	規模 (ha)
都市公園	都立公園	3,969	2,079
	その他公園	7,510	4,045
都市公園以外の公園		—	2,135
計		11,479	8,259
一人当たりの公園面積 ※全国平均 10.9 m ² /人		8.1 (m ² /人)	5.8 (m ² /人)

都区市町共同で策定した「都市計画公園・緑地の整備方針」(令和2年7月改定)に基づき、都市計画公園・緑地の効率的な整備を推進していく。

【令和8年度 都予算に対する交付金の割合(事業費)】

※都予算ベース



(2) 特別緑地保全地区の指定状況

(令和7年4月1日現在)

区 域	箇 所 数	面 積
	箇 所	ha
23 区	20	87.07
多摩・島しょ	35	235.36
東京都全体	55	322.43

(3) 用地取得費に対する現在の国費率

区 分		国費率	根拠法令
	公園整備	1 / 3	都市公園法施行令第 31 条
参 考	道路・街路整備	1 / 2	道路法第 56 条
	河川整備	1 / 2	河川法第 60 条第 2 項

※ 1 / 2 とすることを要求

2 防災公園の整備

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

防災公園の整備促進のため、必要な財源を確保し、東京に必要な額を確実に配分するとともに、用地取得に係る国費率を引き上げる
こと。

<現状・課題>

震災時の首都東京の機能確保は喫緊の課題であり、都市の防災機能を高めるため、救援・復興の活動拠点や避難場所となる防災公園整備は急務である。

さらに、東日本大震災を踏まえ、首都直下地震などの震災の備えを万全とし、災害に強い首都東京を実現するため、防災公園整備はより一層、早期に着実な整備が求められる。

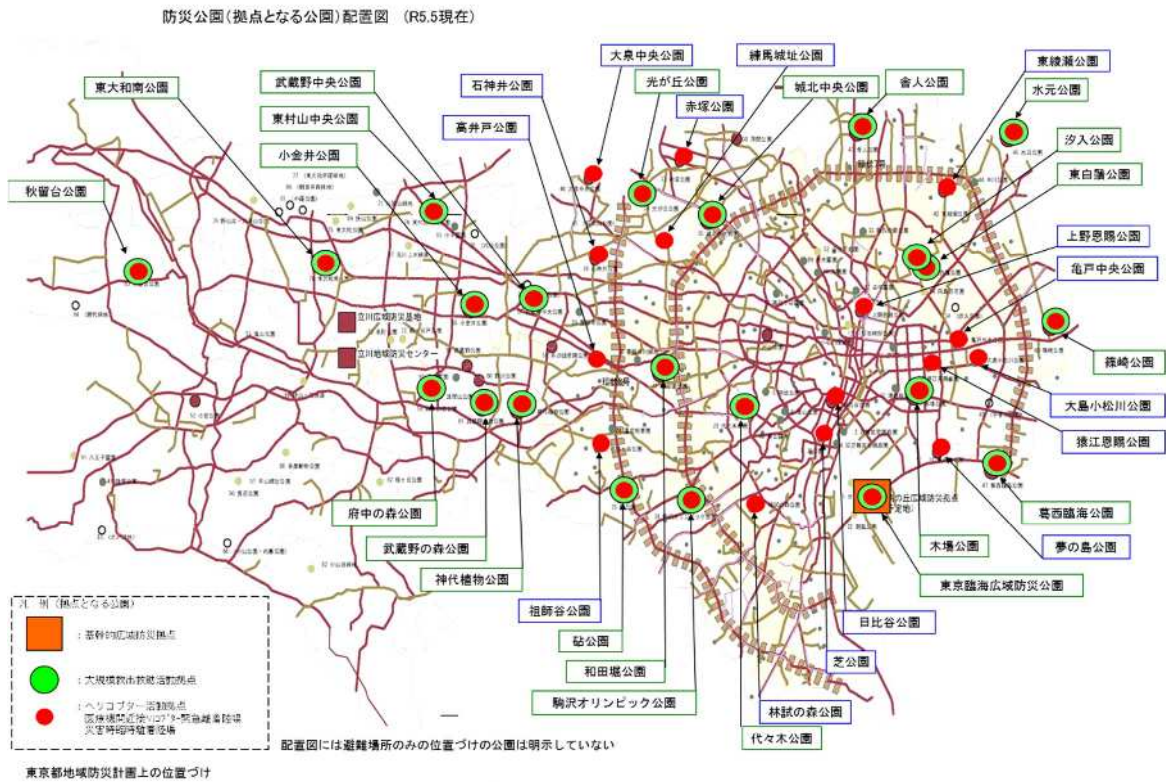
防災公園として重点化を図り事業を進める都市計画公園は、その開園面積が計画全体の約 5 割に過ぎず、2029 年度までに約 103ha で事業を進め、計画的・集中的に更なる拡張に取り組む必要がある。あわせて、防災公園の機能強化のため照明灯や非常用電源等の整備、改修が必要である。

<具体的要求内容>

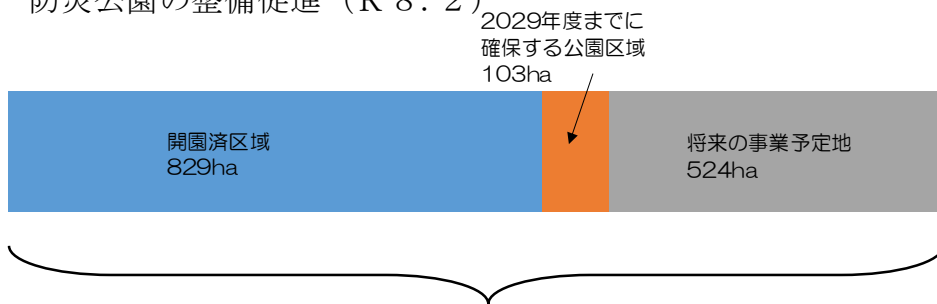
- (1) 公園整備事業推進のため必要な交付金を確実に配分すること。
- (2) 「東京都地域防災計画」等で指定された、避難場所である防災公園の整備・改修を短期集中的に進めるため、必要な交付金を確実に配分すること。
- (3) 公園整備の用地取得に係る国費率を 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げる
こと。

参 考

(1) 東京都の防災公園整備 (R 8. 2)



(2) 防災公園の整備促進 (R 8. 2)



防災公園として重点化を図り事業を進める都市計画公園 1,456ha

(3) 用地取得費に対する現在の国費率

区分	国費率	根拠法令
公園整備	1 / 3	都市公園法施行令第 31 条
参考 道路・街路整備	1 / 2	道路法第 56 条
河川整備	1 / 2	河川法第 60 条第 2 項

※ 1 / 2 とすることを要求

5 都市再生推進のための国有財産の活用

1 国有財産の活用

(提案要求先 財務省・国土交通省)
(都所管局 都市整備局・環境局・建設局)

- (1) 都市再生事業推進のため、国有財産の減額取得を可能にすること。
- (2) 緑あふれる都市に再生するため、国有財産の公園確保の仕組みづくりや緑の保全・創出に努めること。

<現状・課題>

国家公務員宿舎跡地やその他国有財産は、東京の都市再生のためにも貴重な資源であり、防災、環境、基盤整備等といった課題の解決のためにも、計画的な土地利用が望まれる。

また、都市の公園確保のための貴重な資源であるとともに、敷地内の豊かな緑は、都市における良好な緑地として大きな役割を果たしている。

平成 22 年 6 月に財務省が公表した「新成長戦略における国有財産の有効活用について」において、国家公務員宿舎の地域活性化や都市再生の貢献に関する記載が見られるが、その後、具体的な内容は示されていない。

<具体的要求内容>

- (1) 「新成長戦略における国有財産の有効活用について」における国家公務員宿舎の地域活性化や都市再生への貢献に関する具体的な内容を早期に明確にし、着実に国有財産の移転再配置を進めるとともに、都の実施する基盤整備と密接に関連する国有地（議員宿舎・国家公務員宿舎・庁舎などの跡地）を都市再生の貴重な資源として、地元自治体が活用できるよう減額取得を可能にすること。
- (2) 都市計画公園区域や隣接する国有地については、自治体が優先的に用地を確保できる仕組みを充実するほか、自治体に対する無償貸付制度を継続・拡充すること。
- (3) 国有地の利活用の検討に当たっては、以下のとおり既存樹木の保全や新たな緑地の創出などに努めること。
 - ① 引き続き国有地として保有する場合は、都市における良好な緑地の確保の観点から、既存樹木の保全あるいは新たな緑地の創出に配慮すること。
 - ② 国有地として保有せず、民間事業者等に貸付又は売却などを行う場合は、既存樹木の保全あるいは新たな緑地の創出に関する条件付けを検討するなど、都市における良好な緑地の確保に努めること。

2 公園整備に係る国有財産の活用

(提案要求先 財務省・国土交通省)
(都所管局 建設局・都市整備局)

都立旧岩崎邸庭園の拡張に当たり、都が整備する場合には、隣接する国有地を無償で貸し付けること。

<現状・課題>

都立旧岩崎邸庭園（都市計画旧岩崎邸公園）について

旧岩崎邸庭園は、国有財産である国指定重要文化財「旧岩崎家住宅」を、都が無償で借り受け、都立の文化財庭園（約 2.1 ha）として公開している。平成 13 年 10 月に開園し、年間約 20 万人が訪れる首都東京の文化・観光拠点である。

本来の岩崎邸は、当該庭園のほか、隣接する国有地（合同庁舎及び宿舍敷地）等を含み、現状の倍以上の規模を有していた。日本の近代文化の象徴ともいえる明治期の典型的な大邸宅の遺構を保全・活用するため、かつて広大な規模を誇る和館や書院庭等が配置されていた国有地を公園区域に拡張するなど、文化・観光拠点機能の拡充を図る必要がある。

<具体的要求内容>

首都東京の公園の重要な機能を拡充するため、都立旧岩崎邸庭園の拡張に当たり、都が整備する場合には、国有地を無償で貸し付けること。

参 考

(1) 国有地の無償貸付制度の概要

【法令上の優遇措置】

国有財産法 第22条	地方公共団体が緑地・公園の用に供する場合 無償で貸し付けることができる
------------	-------------------------------------

【運用】

財務省通達 ○未利用国有地等の管理処分方針について (H23. 5. 23財理第2199号)	以下のものについては、優遇措置を適用せず、 全面積を時価売払いするものとする <ul style="list-style-type: none"> ・物納財産 ・独立行政法人通則法の規定に基づき国に現物納付された財産 ・国が移転経費を要した財産
--	---

都立旧岩崎邸庭園拡張区域



宿舎（最高裁判所）を除く各施設については、「東京23区外の庁舎等の移転・再配置計画について（H19. 6.15）／国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」により廃止予定時期が示された湯島地方合同庁舎については、廃止・移転については示され（平成26年度以降）ているが、具体的な時期が示されていない。

6 国立公園の活用【最重点】

(提案要求先 環境省)

(都所管局 環境局)

- (1) 東京にある三つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進め、世界の旅行者が長期滞在したいと望む地とすべく、アクセス改善を含む積極的な観光振興を図ること。
- (2) 国立公園事業等、本来国が実施すべき事業については、国が着実に実施するとともに、対象を拡大すること。やむを得ず都が行う場合には、それに見合う財源を措置すること。

<現状・課題>

都心部に近接する東京の国立公園は、国内外から年間約 2,693 千人の観光客が来訪しているが、その魅力や自然の豊かさについての認知度は高くなく、アクセスや利用のための施設も限られているなど、ポテンシャルが十分に引き出されているとはいえない。

国は国立公園のナショナルパークとしてのブランド化を目指す「公園満喫プロジェクト」を推進しており、この中で阿寒摩周国立公園など、先行して対象となった全国 8 か所の国立公園において重点的な投資を行っているが、8 公園に準じる公園として追加で対象となった富士箱根伊豆国立公園も含め、東京の国立公園への対応はいまだ十分ではない。

国立公園事業については、平成 17 年度にそれまで都道府県に措置されてきた補助金制度が廃止され、国が直轄事業として執行することとなったが、その対象事業は限定的なものとなった上、事業の進捗も極めて不十分であるため、現在、国立公園施設の老朽化が進行している。

また、都が事業を実施するに当たっては、国立公園整備事業等を対象に平成 27 年度に自然環境整備交付金が、平成 29 年度に環境保全施設整備交付金がそれぞれ整備されたが、いずれも国の予算は十分なものといえず、必ずしも継続的な支援がなされているとはいえない状況である。

については、各地域の実情やニーズ、あるいは利用の状況等に応じて、国立公園を適正に活用していくために、次の取組を早急に進めることが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 東京にある三つの国立公園について、ナショナルパークとしてのブランド化を進めるため、「国立公園満喫プロジェクト」等により計画的・集中的な投資を行うこと。

また、国立公園内へのアクセスや回遊性を向上させる歩道整備、エコツーリズム推進のための人材育成等、地域の観光振興のために都や地元自治体が

行うハード・ソフト対策について支援策を講じること。

その際、国立公園の豊かな自然環境の次世代への確実な継承を念頭に置き、保護と利用のバランスを十分に図ること。

- (2) 国立公園の事業は、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）上、国が執行することが原則であることから、これらについて、着実にを行うとともに、事業の対象を拡大すること。

さらに、東京都域の利用施設整備に係る国立公園事業について、国による執行が一部に限られ不十分なこともあり、これまで東京都が担ってきた経緯がある。こうした現状に鑑み、やむを得ず都が行う場合には、必要な財源を措置するとともに、執行のための協議を一括で行うなど、迅速に事業が行えるよう制度の運用を図ること。

また、国立公園整備事業を対象にした地方自治体に対する自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金については、十分な予算措置を図り、継続的な支援を行うこと。

7 魅力的な水辺空間の創造に対する支援の拡大

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 港湾局)

人々が集い、憩う魅力的な水辺空間を創造していくため、

- (1) 運河の環境を改善する汚泥しゅんせつ・覆砂事業に必要な財源を確保すること。
- (2) 海上公園の整備等に必要な財源の確保及び補助対象施設の拡充を図ること。

<現状・課題>

東京港では、海辺や運河等の水辺を生かした新たなまちづくりが進むとともに、近年、住民に身近な水辺では、イベント開催が盛んに行われている。

このため都は、東京港の親水空間の創出及び自然環境の保全・再生を目的に自然の水質浄化機能として重要な役割を果たす海浜等の整備や運河部において臭気や水質悪化の原因となる汚泥のしゅんせつ・覆砂、緑の量の確保に向けた海上公園の整備に取り組んできた。

こうした取組を更に充実させ、今後もより一層魅力的な水辺空間を創造していくためには、引き続き運河部での汚泥しゅんせつ及び覆砂事業を着実に進めていくとともに、新たな浅場や干潟などの海浜整備を推進する必要がある。

なお、汚泥しゅんせつにおいては、運河における良好な水環境を保つために継続的なしゅんせつを行っていく必要があり、そのための財政措置は不可欠である。

また、ダイオキシン類等の有害物質が確認された際には、これらの有害物質の処分を適切に行う必要がある。あわせて、海上公園についても海辺という立地特性を更に生かした整備を進めることで、魅力的な水辺空間の形成を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) 運河における良好な水環境の再生のため、汚泥しゅんせつ・覆砂事業の継続的な実施に必要な財源を確保すること。
- (2) 更なる魅力的な水辺空間の創造に向けて、海上公園の整備等に必要な財源の確保及び補助対象施設の拡充を図ること。

8 ヒアリ等の侵入及び定着防止措置の実施

(提案要求先 国土交通省・環境省)
(都所管局 環境局・港湾局)

危険な特定外来生物であるヒアリ等を国内へ侵入定着させないため、関係国と協力して混入防止が確実に実施されるような仕組みづくりを進めるとともに、ヒアリ等が確認された場合には速やかに防除を実施すること。国以外の者が防除を行う場合には、十分な財政支援及び技術支援を実施すること。

<現状・課題>

平成 29 年 6 月 9 日に兵庫県尼崎市において国内で初めて特定外来生物である「ヒアリ」が確認されて以降、これまでに「ヒアリ」及び「アカカミアリ」（以下これらを「ヒアリ等」という。）が全国各地の港湾施設のみならず物流拠点でも確認されている。

ヒアリ等は攻撃性があり、人体への被害等を及ぼす生物であることから、ヒアリ等が国内に定着した場合、国民の生活に大きな影響を与える可能性がある。

また、ヒアリが定着している米国では、人体への被害に加え、年間の経済損失が 60 億ドルに上ると報告されており、その駆除に要する労力やコストは甚大なものとなることから、ヒアリ等の定着防止は正に喫緊の課題である。

そのためには、ヒアリ等を海外から侵入させないための予防的な防除が何より重要であるとともに、侵入が見られた場合には、初期段階における徹底的な防除と継続的なモニタリング調査による定着防止措置が必要である。

さらに、ヒアリの有翅女王アリが令和元年 9 月から 10 月までにかけて東京港青海ふ頭において見つかるとともに、最近も全国各地で発見事例が続いていることから、今後は定着を想定した備えも必要である。

よって、次の事項について、国の緊急的かつ継続的な実施を強く求める。

<具体的要求内容>

- (1) 特定外来生物被害防止基本方針（令和 4 年 9 月 20 日閣議決定）の趣旨を踏まえ、今後とも関係地方公共団体との緊密な連絡調整の下に対策を講じること。
- (2) ヒアリ等が定着している海外港湾等からの貨物に対し、ヒアリ等の混入を防止する方法等を検討し、関係国と協力して混入防止が確実に実施されるような仕組みづくりを進める等、海外からの貨物に係る予防的防除を実施すること。
- (3) 上記（2）の対策が講じられるまでの間、東京港の外貿コンテナふ頭及びその周辺におけるヒアリ等の調査について継続して実施すること。
- (4) ヒアリ等が確認された場合には、速やかに根絶及び拡散防止のための措置

を講じること。

- (5) 今後も既にヒアリ等が定着している国や地域からのコンテナを取り扱う国際港湾・空港エリアからヒアリ等が侵入することが想定されることから、コンテナの流通経路の把握、点検・調査の方法、緊急防除の実施体制など効果的な防除に関して検討し、関係事業者に早期に周知すること。
- (6) 国際港湾・空港エリア外にヒアリ等が侵入することを想定した対応について、具体的な方策を検討し周知すること。
- (7) 地方公共団体及び関係事業者が調査・防除等を実施する場合の財政支援及び技術支援を実施すること。

9 有機フッ素化合物対策の推進【最重点】

(提案要求先 農林水産省・環境省・防衛省)
(都所管局 環境局・都市整備局・保健医療局・産業労働局・水道局)

- (1) 有機フッ素化合物（以下「PFOS等」という。）に関する最新の科学的知見等を踏まえ、健康影響及び環境に関する評価を明確にし、国民に分かりやすく示すこと。
- (2) 健康影響等が懸念される場合は、対策等も併せて検討し、自治体への情報提供と必要な支援を行うこと。
- (3) 「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（令和6年11月更新）」について、PFOS及びPFOAが局地的に検出される状況だけでなく広域的に検出される状況においても対応可能な実効性のある内容に見直すこと。
- (4) 土壌中のPFOS等について、測定方法を確立するとともに、評価指標の設定や地下水の濃度低減に向けた措置等も示すこと。
- (5) PFOS等の農畜産物等への影響を速やかに明らかにするとともに、必要な対応を行うこと。
- (6) 現在も使用されているPFOS等を含有する泡消火薬剤について、設備点検を強化させるなど漏出事故の防止に向けた取組を進めるとともに、老朽化が進行しているなどにより漏出の懸念のある施設に対しては、非含有の泡消火薬剤への代替を促進するために財政的支援をはじめ必要な措置を講じること。

また、国の施設においてもPFOS等を含有する泡消火薬剤の交換を速やかに進めること。

- (7) 横田基地内で発生したPFOS等漏出に係る地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。

<現状・課題>

P F O S等については、人の健康の保護の観点から、その目標値や基準に関し国際的にも様々な科学的な議論が行われている。

国はP F O S及びP F O Aについて、既に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）に基づき製造・輸入等を原則禁止とするとともに、水環境中について指針値を設定し、指針値を超過した場合の対応を参考情報として「P F O S及びP F O Aに関する対応の手引き（令和6年11月更新）」

（以下「手引き」という。）を取りまとめている。さらに、国はP F O S等に関する専門家会議等を新たに設置する等、P F O S等に係る総合的な対応について検討を進め、令和5年7月に「P F O S、P F O Aに関するQ & A集（令和6年8月更新）」（以下「Q & A集」という。）及び「P F A Sに関する今後の対応の方向性」（以下「対応の方向性」という。）を公表した。

一方、これまでに国等が行った地下水の調査において、局地的に比較的濃度の高い地点があることが判明しており、健康等への影響も含めて不安を感じる都民に対応するため、都ではP F O S等に関する相談窓口を開設し、相談に対応している。しかし、Q & A集において、P F O S及びP F O Aが人の健康に及ぼす影響及び環境中の濃度に関する評価を明確にしていない。

令和6年6月に内閣府食品安全委員会から公表された「有機フッ素化合物（P F A S）の食品健康影響評価書」では、P F O S及びP F O Aの耐容一日摂取量（T D I）を設定し、今回設定したT D Iを踏まえた対応が速やかに取られることが重要であるとされている。しかし、生殖・発生への影響は、動物試験において証拠の確かさは強いとされたものの、ヒトに対する影響発現のメカニズムは不明としているほか、その他の影響についても、関連は否定できないものの証拠は不十分としているものが多く、健康影響について明確に示されていない。

また、手引きにおいて、各地方公共団体が行う地域住民の健康状態の把握及び健康影響に関する調査・研究について言及されているが、評価の方法等が示されていないなど、対応可能な内容となっていない。

さらに、手引きの内容も、基本的に局地的にP F O S及びP F O Aが検出された状況に対応するものとなっており、広域的に検出される状況においても対応可能な実効性のある内容とはなっていない。

また、対応の方向性では、ばく露防止の対策を徹底するため、各自治体の参考となるような追加調査や濃度低減のために必要な措置の検討に資する参考情報等を手引きに追加していくとされているが、その内容はいまだ示されていない。

一方、過去に土壤に浸透したP F O S等に関しては、国が令和5年7月に土壤中のP F O S、P F O A及びP F H x Sの測定方法を示したが、暫定的な手法であり、限られた試料数・土質の土壤で精度検証を行っているため、様々な土質で測定した際の精度には留意が必要であるとされている。また、土壤調査を行う契機、調査対象、運用方法、調査結果の評価指標、地下水の濃度低減のために必要な措置等が示されていない。

なお、国は、令和7年8月に国内流通する農畜水産物14品目に含まれるP F A Sの含有実態調査の結果を公表したが、実態把握は依然不十分である。

国は、今後も使用が継続される可能性があるP F O S等を含有する泡消火薬剤

について全国の在庫量を調査しているが、その廃棄や交換の費用負担が大きいことから、都内でも地下駐車場等において設置されたままとなっている。今後、新たな汚染を防止するためには、既に設置されているP F O S等を含有する泡消火薬剤について、関係省庁と連携して消防設備点検の強化など漏出防止に向けた取組を進めるとともに、使用年数の長期化に伴う設備の老朽化から漏出事故の発生リスクが高い施設については、P F O S等を含有しない泡消火薬剤へ交換を進める必要がある。

また、駐車場に設置した泡消火設備においては、P F A Sを含有する水性膜泡消火薬剤が広く用いられてきたが、令和8年3月に消防法令が改正され、大幅な改修を必要とせず、P F A S非含有の他の種別の泡消火薬剤への交換が可能となった。しかし、消防法令の改正や泡消火薬剤を転換する必要性等について、設置者の認識が十分に醸成されていないことなどから、交換が進展していない状況が続いている。

横田基地においては、平成22年から平成24年までの間に3件のP F O S等を含有する泡消火薬剤の漏出があったほか、令和5年1月にはP F O S等を含む水の漏出があったことが確認されている。また、令和6年8月にP F O S等を含む泡消火薬剤の残留を含む水が施設外へ出た蓋然性が高いとの情報もあったことなどから、都民の間に不安の声が広がっており、速やかに地下水等への影響等を評価・公表等することが求められている。

< 具体的要求内容 >

- (1) P F O S等に関する最新の科学的知見及び国内での検出状況を踏まえ、健康影響及び環境に関する評価を明確にすること。具体的には、P F O S等が人の健康に及ぼす影響及び土壌等の環境中の濃度に関する評価を明確にするとともに、我が国としての見解等を国民に対して分かりやすく示すこと。
- (2) 人への健康影響等が懸念される場合は、その対策等も併せて検討し、自治体に情報提供するとともに必要な支援を行うこと。
- (3) 手引きについては、都内のようにP F O S及びP F O Aが広域的に検出されている状況においても実効性のある対応が図れるよう具体的な措置を示すこと。
- (4) 土壌中のP F O S等については、その測定方法を確立するだけでなく、土壌の評価指標や地下水の濃度低減に向けた対応策等も示すこと。
- (5) 地下水や土壌等からの農畜産物及びその栽培環境への影響を速やかに明らかにするとともに、安全性に関する基準の早期策定や対策の提示等必要な対応を行うこと。
- (6) 今後も使用が継続される可能性があるP F O S等含有泡消火薬剤について、管理者に対して設備点検を強化させるなど関係省庁と連携して漏出事故の防止に向けた取組を進めるとともに、老朽化が進行しているなどにより漏出の懸念のある施設に対しては、非含有の泡消火薬剤への代替を促進するために財政的支援をはじめ必要な措置を講じること。また、国の施設においてP F O S等を含有する泡消火薬剤の保有状況を速やかに把握するとともに交換を進めること。交換が完了するまではP F O S等含有泡消火薬剤漏出防止のた

めの管理、点検等適切な対応を行うこと。さらに、消防法令の改正により、大幅な改修を必要とせず、P F A S 非含有の泡消火薬剤へ交換できることを受けて、交換促進を広く周知するとともに、P F A S 非含有泡消火薬剤が十分に供給され、迅速に交換が進むようメーカー等に働きかけること。

- (7) 国の責任において、横田基地内で発生したP F O S 等漏出に係る地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。また、今後、P F O S 等の漏出等が新たに判明した場合には、東京都及び基地周辺自治体に速やかに情報提供すること。

10 東京湾の水質改善対策の促進

(提案要求先 農林水産省・国土交通省・環境省)
(都所管局 スタートアップ戦略推進本部・都市整備局・環境局・建設局・
港湾局・下水道局)

東京湾の水質改善に資する施策に対し必要な財政措置を講じるなど、国が中心となって広域的な視点からその実施を推進すること。

<現状・課題>

東京都では、50年100年先を見据え、持続可能なまちづくりを目指す「東京ベイeSGプロジェクト」に着手した。このプロジェクトでは、水と緑溢れる都市づくりのひとつとして、「泳げる東京湾」の実現を目標に掲げ、水質改善技術の技術実証を行っている。

一方、東京湾の水質については、有機汚濁の代表的な水質指標であるCOD(化学的酸素要求量)はこの20年間で大幅には改善されておらず、窒素、りん等の流入による東京湾の富栄養化に伴う赤潮や貧酸素水塊の発生等が依然として存在する。東京湾は東京都以外からの汚濁負荷の排出割合が約6～7割を占めており、水質を改善するには、関係する全ての自治体の協力が欠かせない。

現在、「東京湾再生のための行動計画(第三期)(令和5年3月付東京湾再生推進会議策定)」に基づき、東京湾再生に向けた取組が進められており、関係する他の自治体とともに広域的な取組を進めることが重要となっている。

<具体的要求内容>

東京湾の水質改善に向け、関係自治体が行きとむ以下の施策に対し、必要な財政措置を講じるなど、国が中心となって広域的な視点からその実施を推進すること。

○下水道

雨天時放流水質の向上、高度処理の導入促進、未整備地域の整備促進等

○雨水流出抑制

貯留・浸透施設の設置等

○農業集落排水施設

未整備地域の整備促進、老朽化施設の更新整備、高度処理の導入促進等

○河川・港湾

河川や運河等での汚泥しゅんせつ等の有機汚濁対策、湿地や河口及び港湾における干潟整備等の自然再生

1 1 水の有効利用の促進

(提案要求先 国土交通省)

(都所管局 都市整備局)

水の有効利用を進めるため、必要な支援の拡大を行うこと。

<現状・課題>

雑用水^{*}や雨水の利用は、平常時の地表水・地下水への依存を軽減し、水源の温存など節水意識の向上に寄与している。近年の異常気象に伴う渇水等に対しても、限られた水資源を有効活用することにより、渇水に強い社会の形成が期待されている。

こうしたことから、限りある水資源の有効活用を図るため、雑用水や雨水の利用を推進していく必要がある。

国においては、水の有効利用の推進などに関する関係法令が整備されたが、開発事業者に対しての支援措置はいまだ不十分である。

※雑用水とは、人の飲用その他これに類する用途以外の雑用系用途に供される水をいう。

<具体的要求内容>

循環型社会の構築を目指し、雨水や下水再生水等による雑用水利用など水の有効利用を促進していくため、以下の支援を検討するなど、地方自治体及び事業者に対する支援措置の拡充を求める。

- (1) 污水处理施設の税優遇措置である特別償却制度など、雑用水利用に必要な支援をすること。
- (2) 雨水利用のための施設整備について、助成を行う地方公共団体に対する財政支援制度を充実すること。

参 考

○ 国の施策の現状

- ・雑用水利用は、関係法令は整備されたが、関係省庁（国土交通省、厚生労働省、環境省など）が多岐にわたり、支援の内容がまだまだ不十分
- ・現在の雑用水利用の促進に係る主な施策

建築基準法上の優遇措置	建物床面積の容積率算定除外 (緩和される容積率の限度は基準容積率の0.25倍)
-------------	--

(参考) 過去の雑用水利用の促進に係る主な施策

〈平成19年度末で廃止〉 税制上の優遇措置	汚水処理用水設備に係る特別償却率 14/100
〈平成20年9月末で廃止〉 融資制度 (日本政策投資銀行)	対象事業 水資源の有効利用、雨水の流出抑制又は汚濁負荷の低減が図られているなどの要件を満たす建築物の整備事業(例:個別・地区循環方式の導入) 融資比率40%

(参考) 都の現状

○ 都における雑用水利用に関する指導(水の有効利用促進要綱)

利用方式	原水	対象規模
個別循環方式	循環利用水	延床面積3万㎡以上又は 雑用水量100m ³ /日以上 (住居、倉庫及び駐輪駐車の数値は除く)
地区循環方式	循環利用水	
広域循環方式	下水再生水	延床面積1万㎡以上
雨水利用方式	雨水	

○ 都における雑用水利用施設の現状(令和6年度末)

雑用水利用方式	件数	計画水量
個別・地区・広域循環方式	864	144,806 m ³ /日
雨水利用方式	1,947	—

1 2 地下水還元型の地中熱利用の導入に係る適切な対応

(提案要求先 環境省)
(都所管局 環境局)

- (1) 地下水や地盤の地域特性を踏まえ、地盤沈下の防止や地下水環境の保全が確実に担保されるよう、制度的・技術的な検討を自治体の意見を取り入れながら慎重に行うこと。
- (2) 自治体が運用可能な明確な許可基準、審査手続等を定めること。

<現状・課題>

近年、地下水を揚水し熱利用した後、その全量を同一帯水層に還元する「帯水層蓄熱システム」の技術開発が進み、国は、大阪市における実証事業等を受け、国家戦略特区法に基づき建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年法律第100号。以下「ビル用水法」という。)で定める技術的基準について規制緩和を行った。

そして現在、国は、帯水層蓄熱を含む「地下水還元型地中熱利用システム」の大都市圏での導入に向け、ビル用水法の技術的基準の見直しを検討しており、令和8年度中に施行規則の改正・公布及びガイドラインの策定、令和9年度中の施行を予定している。

脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギー熱として地中熱利用の導入促進は重要である一方、都内では現在も様々な用途で地下水は利用されており、複数の施設での導入や長期的な運用等による周辺への累積的な影響(地下水位や地盤、水温、水質等)が懸念される。特に、帯水層蓄熱以外の利用方式については、都市域での実証事例が少なく、現時点で十分な議論がなされているとは言いがたい。

こうしたことから、都における激甚な地盤沈下があった歴史的経緯や実情を踏まえ、地下水を揚水する地下水還元型の地中熱利用システムの導入に当たっては、国に対して、慎重に検討を進めるよう強く求める。

<具体的要求内容>

- (1) 地下水や地盤の特性は地域によって全く異なることから、各自治体の実情を踏まえ、地盤沈下の防止や水温及び水質の変化が周辺に影響しないことが確実に担保されるよう、全量還元をはじめとした制度的・技術的な検討を自治体の意見を取り入れながら慎重に行うこと。
- (2) 許可や審査に当たり、シミュレーションによる影響評価に基づく判断など、高度で専門的な知見が不可欠であることから、自治体が運用可能な明確な許可基準、審査手続等を定めること。